

中海出張所管内 ゴミマップ (平成30年度版)

注) この図に示してある場所はほんの1部です。
この他にも不法投棄されている場所があります!

「不法投棄を見た」、「捨てられている場所がある」等の情報が
ございましたら、ご連絡をお願いします。

連絡先: 出雲河川事務所 中海出張所

(TEL:0854-23-7433)

国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所

平成30年度(平成30年4月1日～平成31年3月31日)において、河川巡視で確認
した中海出張所管内のゴミの不法投棄件数は**21件**でした。(湖岸への塵芥漂着
を含む)
昨年度の23件に対し、2件減少しました。まだまだ古タイヤや家電・家庭ゴ
ミの投棄が後を絶たちません。

タイヤの投棄



**プラスチック・生ゴミ
等の投棄**




**テレビ、タイヤ、ポリタン
ク等の投棄**



**コンロ・電機ストープの
放置**



冷蔵庫の投棄



選定の枝葉の投棄



枝木の投棄



三輪車等の投棄



河川にゴミを捨てる行為は「**違法**」です。
● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(第5条、第16条)
5年以下の懲役若しくは1000万以下の罰金
● 河川法(河川法施行令第16条の4)
3ヶ月以下の懲役、または20万以下の罰金



大橋川出張所管内 ゴミマップ (平成30年度版)

注) この図に示してある場所はほんの1部です。
この他にも不法投棄されている場所があります!

平成30年度(平成30年4月1日～平成31年3月31日)において、河川巡視で確認した大橋川出張所管内のゴミの不法投棄件数は**22件**でした。(湖岸への塵芥漂着を含む。)

昨年度の37件に対し、15件減少しました。まだまだ古タイヤや家電・家庭ゴミの投棄が後を絶たしません。

「不法投棄を見た」、「捨てられている場所がある」等の情報がございましたら、ご連絡をお願いします。
連絡先: 出雲河川事務所 大橋川出張所

(TEL: 0852-22-2280)

国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所

河川にゴミを捨てる行為は「**違法**」です。

● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (第5条、第16条)

5年以下の懲役若しくは1000万以下の罰金

● 河川法(河川法施行令第16条の4)

3ヶ月以下の懲役、または20万以下の罰金

枝葉の投棄



エアロバイクの投棄



冷蔵庫の投棄



自転車の投棄



発砲スチロール等の投棄



一般ゴミの投棄



ビデオデッキ等の投棄



テレビ等の投棄



斐伊川ゴミマップ (平成30年度版)

注) この図に示してある場所はほんの1部です。
この他にも不法投棄されている場所があります!

平成30年度(平成30年4月1日～平成31年3月31日)において、河川巡視で確認した平田出張所管内のゴミの不法投棄件数は**22件**でした。(湖岸への塵芥漂着を含む。) **昨年度の28件に対し、6件減少しました。**まだまだ古タイヤや家電・家庭ゴミの投棄が後を絶たしません。

「不法投棄を見た」、「捨てられている場所がある」等の情報がございましたら、ご連絡をお願いします。

連絡先: 出雲河川事務所 平田出張所

(TEL: 0853-63-2524)

国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所



ウサギの投棄



買物カートの投棄



ブイの投棄



ホットプレートの投棄



コンクリート敷の投棄



懐中電灯、空財布等の投棄



家庭ゴミの投棄



タイヤの投棄



ヘッドライト等の投棄



ふすまの投棄



河川にゴミを捨てる行為は「**違法**」です。

● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (第5条、第16条)

5年以下の懲役若しくは1000万以下の罰金

● 河川法(河川法施行令第16条の4)

3ヶ月以下の懲役、または20万以下の罰金

神戸川ゴミマップ (平成30年度版)

注) この図に示してある場所はほんの1部です。
この他にも不法投棄されている場所があります!

平成30年度(平成30年4月1日～平成31年3月31日)において、河川巡視で確認した放水路管理室のゴミの不法投棄件数は**20件**でした。(湖岸への塵芥漂着を含む。) **昨年度の16件に対し、4件増加しました。**まだまだ古タイヤや家電・家庭ゴミの投棄が後を絶たしません。

「不法投棄を見た」、「捨てられている場所がある」等の情報がありましたら、ご連絡をお願いします。
連絡先: 出雲河川事務所 放水路管理室
(TEL: 0853-20-1758)
国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所

バーベキューのゴミの投棄



野菜の投棄



鉄柵の投棄



自転車の投棄



枯葉等の投棄



ブイ、筒等の投棄



木材等の投棄



家庭ゴミの投棄



鍋の投棄



河川にゴミを捨てる行為は「**違法**」です。
● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (第5条、第16条)
5年以下の懲役若しくは1000万以下の罰金
● 河川法(河川法施行令第16条の4)
3ヶ月以下の懲役、または20万以下の罰金

